

③ 獣疫予防法P47からP61 (赤括弧内)

47

獣疫予防法規

獣疫予防法 明治廿九年三月廿九日

法律第六十号

第一条 この法律による獣類とは、牛、馬、羊、豚、犬のことであり、  
獣疫とは左の十病のことである。

- 一 牛疫
- 二 炭疽
- 三 気腫疽
- 四 鼻疽及び皮疽
- 五 伝染性胞膜肺炎
- 六 流行性鵝口瘡
- 七 羊痘
- 八 豚虎列刺
- 九 豚羅斯疫
- 十 狂犬病

4849

第二条 獣類獣疫を発症し、またはその疑いがあることを発見

した所有者、管理人、または獣医は、直ちにその旨を所轄警察署、又  
は市町村長(特別市制を施行する市においては区長、市制町  
村<sup>三</sup>を施行しない地方においては区戸長、又はこれに準ずる

者)に届け出ること。所有者又は管理人が狂犬病に感染した  
獣類を撲殺したときも同様とする。

第三条 獣類が獣疫を発症したか、又はその疑いがあるときは所有  
者、又は管理人は、警察官及び獣医又は検疫委員の指揮に

従い、直ちにこれを鎖鋼し、または健康な獣類と隔離し、その監督を受けること。

第四条 牛疫に感染した疑いがあり、又はこれを発症した牛、羊、及び狂犬  
病を発症した犬は、所有者又は管理人において警察官及び獣医  
又は検疫委員の指揮に従い、直ちにこれを撲殺すること。

前項の所有者又は管理人が現場に不在のときは警察官及び

獣医又は検疫委員が直ちに撲殺すること。また、病毒に汚染されたか  
その疑いのある物品は焼却、埋却するか、これに消毒を行うこと。

第五条 地方長官（東京府は警視総監、以下これに準ずる者）は獣疫

予防上必要と認めるときは、病性鑑定のため「剖検」が必要な獣  
類を撲殺し、または鼻疽及び皮疽、伝染性胸膜肺炎、豚虎列刺

豚羅斯疫を発症した獣類の撲殺を命ずることができる。

第六条 所有者又は管理人が、第四条の指揮に従わず、及び前条の  
命令に従わないときは、警察官及び獣医又は検疫委員により、  
直ちに撲殺することができる。

第七条 病性鑑定のため撲殺した獣類を除き、このほか法律に  
より撲殺し、又は獣疫を発症し死亡した獣類の死骸は、所有  
者又は管理人において、警察官及び獣医又は検疫委員の指揮に  
従い直ちにこれを焼却又は埋却すること。

前項の死体は、各部を採取し、又は「部検」をしてはならない。但し、病性鑑定又は学術研究のため特に地方長官の許可を得たときはこの限りでない。

第八条 所有者又は管理人は、警察官及び獣医又は検疫委員の

5051

指揮に従い、病毒に感染し、又はその疑いのある物品を焼却、埋却するか、消毒を行うこと。

所有者、管理人、車長又は船長は、警察官及び獣医又は検疫委員の指揮に従い、獣疫を発症し、又はその疑いのある獣類を繫留した場所、汽車、船舶等の消毒を行うこと。

所有者又は管理人が、前二項の指揮に従わないとき、及び車長、船長が前項の指揮に従わないときは、警察官及び獣医又は検疫委員は、直ちに焼却、埋却するか、消毒を行うことができる。

第九条 この法律により撲殺し、又は獣疫を発症して死亡した獣類の死体、及び病毒に汚染した物品の埋却地は、発掘、又は使用してはならない。但し、地方長官の許可を得たときはこの限りでない。

第十条 第四条、第五条、及び第八条第一項の場合において、地方

長官は、三人以上の評価人に、物品及び発症前の獣類の価

格の評価を行わせ、左の標準により所有者に手当金を支給する。

その評価額に不服があるときは、更に他の三人以上の評価人により評価をさせることができる。

一、牛疫、鼻疽及び皮疽、伝染性胸膜肺炎、豚虎列刺、豚羅斯疫を発症し、撲殺した獣類

二、病性鑑定のため撲殺した獣類

三、牛疫に感染の疑いがあるため撲殺した牛羊

四、焼却、又は埋却物品

手当金額は、第一の場合においては、一頭六十円、第二の場合に

においては一頭百五十円、第三の場合においては一頭二百円、第四の場合においては総計十円を超過することはできない。

第十一条 この法律により、左に掲げた獣類を撲殺し、又は物品を焼却、又は埋却したときは、手当金を支給しない。

一、第二条に違背し、届け出をしない獣類、及びこれに触れた物品

二、第六条の場合における獣類、及び第八条第一項に違背した

場合における物品

5253

三、狂犬病を発症した犬、及びその病毒に汚染された疑いのある物品

四、第十二条の命令に違背し、移動した獣類、及び物品

五、第十五条の命令に違背し、検疫を受けず、又は輸入した

獣類、及び物品

第十二条 地方長官は、獣疫予防上必要と認めるときは、区域

を定め、獣類の種類を限定し、その出入り、往来並びに病毒が広がる疑いのある物品の運搬を停止させることができる。

第十三条 地方長官は、獣疫が流行中に必要と認めるときは、屠獣

場、及び獣類の加工場の営業を停止し、又は獣類の種類を限定し、その市場、共進会などの開設を停止させることができる。但し、この場合においては直ちにその旨を農商務大臣に届け出ること。

第十四条 地方長官は、獣疫予防上必要と認めるときは、区域を限定し、健康な獣類の検査を行うことができる。

第十五条 外国から獣疫が侵入する危険があると認めるときは、有病地から、又は右の病地を経由して輸入する獣類、及び物品の検査を行い、又は(汚れあり)を停止させることができる。

第十六条 獣疫予防に関する費用は、国庫、府県、市町村及び一個人の負担とする。その負担の区分は勅令により定める。

第十七条 第四条第一項に違反した者、第五条の命令に違反した者、及び第十五条の検査を受けず、又は輸入停止に違反した者は、五円以上百円以下の罰金に処す。

獣医で、第二条に違反したときは、その罰は前項に同じ。

第十八条 第七条、第八条第一項第二項、第九条に違反した者、及び第十三条の命令に違反した者は、二円以上二十円以下の罰金に処す。

所有者、又は管理人で、第二条に違反したときは、その罰は前項に同じ。

第十九条 第三条に違反した者、及び第十二条の命令に違反した者は、刑法第二百四十九条規定により処罰する。

第二十条 第一条に掲げた獣類獣疫のほか、獣畜伝染病予防上必要と認めるときは、勅令により、この法律の全部、又は一部

を他の獣畜伝染病に適用することができる。

第二十一条 この法律施行に関する規則は、命令によって定める。

#### 附則

第二十二条 この法律は、明治三十年四月一日から施行する。

獣畜伝染病予防に関する従前の規則は、この法律施行の日から廃止する。

#### 獣疫予防に関する費用負担区分

明治二十九年十一月三十日 勅令第三百七十七号

第一条 明治二十九年法律第六十号獣疫予防法第十六条により

獣疫予防に関する費用負担の区分を左のように定める。

第一、左の費用は国庫の負担とする

一、 獣類撲殺、及び物品棄却手当

一、 臨時（汚れあり）手当、及び旅費

一、 評価人手当、及び旅費

一、 消毒用薬品費

第二、左の費用は府県の負担とする

一、 器具器械費

一、 被服費

一、 通信費及び器具器械運搬費

一、家屋その他借料

一、雑費

第三、左の費用は市町村の負担とする

一、人夫備入費

一、標示費

第四、左の費用は一個人の負担とする

一、獣類の撲殺、及びその死体並びに物品の棄却に要する費用

一、検疫獣類の繋留に要する資料、その他雑費

第二条 獣疫予防法第十五条により設置する検疫所の費用

5657

及び朝鮮釜山における牛疫予防費は、前条第四に掲げるものを除き、全て国庫の負担とする。

第三条 北海道庁及び沖縄県においては当分のあいだ府県及び市町村の負担に属する費用は国庫の負担とする。

獣疫予防法施行規則 明治三十年一月七日

農商務省令第一号

第一条 警察官、又は市町村長（特別市制を施行する市に於いて

は区長、市町村制を施行しない地方に於いては区長戸長、又はこれに準ずる者）は、獣疫発生の届け出を受けたときは地方長官にその旨を報告し、同時にその管轄内に掲示すること。獣疫を発症した獣類が全癒、死亡、又は撲殺したときは、所

有者又は管理者は獣医と連署のうえ、直ちに所轄警察署、又は市町村役場に届け出ること。

前項の届け出を受けた警察官、又は市町村長は、地方長官に報告すること。

第三条 第一条、及び第二条第一項の届け出を受けた警察官、及び

市町村長は、互いに双方に通報すること。

第四条 獣疫発生 of 届け出、又は通知を受け、もしくはその発生を探

知した警察官は、直ちに現場に出張し、必要があるときは獣医に診断させること。

第五条 第一条および第二条第二項の報告を受けた地方長官

は、直ちにその旨を管内に告示し、農商務大臣及び隣接する府県の地方長官に報告すること。

外国の獣疫が侵入するか、又は一地方に於いて獣疫が蔓延する恐れがあるときは、地方長官は農商務大臣及び隣接地、並びに航路に關係

する道府県の地方長官に急報すること。

第六条 地方長官は、獣疫流行中、その状況を調査し、毎週別記様

式により農商務大臣に報告すること。但し、鼻疽及び皮疽は毎月末に報告してもよい。

5859

第七条 地方長官は、獣疫予防法第十二条及び第十三条により

停止を命じたときは、その旨を農商務大臣及び隣接地、並びに航路に關係する道府県の地方長官に報告すること。



第八条 獣疫予防法第三条により獣類の鎖飼を必要とするとき

は、これを一定の地所に繋いで逸出を防ぎ、また、隔離を要するときは病獣をその場所に留置し、健獣を安全な場所に移し相互の交通を断ち、病毒が拡散する媒介となることを防ぐこと。前項の隔離を実行できない場合は、特に警察官の許可を得て健獣を留置し、病獣を他に移すことができる。

第九条 獣疫を発症し、もしくははその疑いがある獣類を鎖飼し、又は隔離した場所には、警察官の許可を得た者のほかは出入りを許可しない。

第十条 地方長官は、警察官及び獣医又は検疫委員に対し、獣疫を発症し、もしくははその疑いのある獣類の鎖飼、もしくはは隔離を嚴重に監督させること。但し、必要があるときは、警察官に病獣を看守させることができる。

第十一条 地方長官は、所属官吏、市町村吏、及び獣医に検疫委員を命ずることができる。

第十二条 地方長官は、獣疫予防法第十四条により、警察官及び獣医又は検疫委員に対して、健獣の検査を行わせることができる。

第十三条 地方長官は、獣疫が流行している間は、屠獣場又は獣類加工場の監督を嚴重にすること。

第十四条 地方長官は、必要と認めるときは予防区域の各要所に警察官又は相応の看守人を配置すること。

第十五条 獣類の撲殺は、その所在地に於いて行うこと。但し、特別

の事由があるときは、焼却又は埋却する場所に於いてすることができない。

第十六条 獣疫を発症し、もしくはその疑いのある獣類の死体を運搬しようとするときは、「天然孔」(肛門、鼻孔など)を塞ぎ、全体を消毒し包んで汚物の脱漏を防ぐこと。それが脱漏した場合には、直ちにこれを除去し、

6061

その場所を消毒すること。

第十七条 獣疫を発症し、もしくはその疑いのある獣類の死体を埋却しようとするときは、皮膚を切り、消毒薬を散布すること。

死体及び病毒に汚染された物品を埋却する為の土坑は、深さ八尺(2.4m)以上とし、死体及び物品を投入した後、厚く石灰を散布し、土によって土坑を塞ぐこと。但し、羊瘡、豚虎列刺、豚羅斯疫、狂犬病

の場合は、土坑の深さを四尺(1.2m)以上とする。

第十八条 獣疫予防法第九条の埋却地は、人家、飲料水、河流及び道路から離れた、埋却に適した場所を区画し、木標を立て、人や獣類の往来を禁止すること。

第十九条 獣疫の病毒に接触した者、又はその疑いがある者は、警察官及び獣医、又は検疫委員の指揮に従い消毒した後でなければ他の獣類に接近することはできない。

第二十条 地方長官は、獣疫予防法第十二条及び第十三条による停止を解除したときは、その旨を管内に告示し、農商務大臣及び隣接地、並びに航路に係る道庁府県の地方長官に報告すること。

第二十一条 第五条第七条及び第二十条の報告を受けた地方

長官は、その旨を管内に告示すること。

第二十二条

獣類の死体及びその病毒に汚染された物品を運搬するとき、

牛疫伝染性胸膜肺炎及び気腫疽の場合に於いては牛、鼻疽及び

皮疽の場合に於いては馬、又、炭疽の場合に於いては牛馬を使用しては

ならない。

第二十三条

地方長官は、狂犬病流行の際、危険があると認める区

域において、所有者のいない犬を撲殺させ、所有者の記名のある

犬は嚴重に繋留させること。但し、使用する上で必要とされる飼い犬は口

綱を施し、綱を付けて引いて行かせることができる。

第二十四条

消毒を行おうとする者は、警察官及び獣医又は検疫

委員の指揮に従い、獣疫予防心得に掲げた消毒法により

行うこと。

獣疫予防心得P65第11項と第12項（赤括弧内）

P99からP102 十 狂犬病（赤括弧内）

十 狂犬病（病性） 狂犬病は犬属の固有伝染病であり、狂犬の咬

傷によって人、家畜（犬、猫、牛、馬属、豚、羊、山羊）

家禽及び野獣に感染する。

(原因) 伝染毒の本態に関しては諸種の説があるが未だ明確

ではない。病毒は、脳、脊髓及び唾液中に存在し、体外においては生育できない。

(症状) 潜伏期は一定しない。犬に於いては平均三週間から六週間であり

長いときは数ヶ月にわたり、短いときは数日に過ぎない。狂犬病には「躁狂」と「鬱狂」の二種類あり、もともとこれは同一の病気であり、ただ症状が異なるだけである。「パストール氏」の説によれば、「躁狂」は主として脳を侵すとき及び病毒を直接脳に接種するときに

発症し、「鬱狂」は主に脊髓を侵すとき又は病毒を皮下に接種

100101

するときに発症するという。「躁狂」は「鬱狂」に変わり、「鬱狂」は「躁狂」に変わることがある。また、二者の中間の位置する症状がある。そして、狂犬病は定期的に発生する急性病であり必ず死に至る病気である。

甲 「躁狂」 「躁狂」は三期に分類され、前駆期、刺激期、麻痺期である。

(一) 前駆期、又は沈憂期は、半日から二日間持続する。この間は病犬の挙動が突然変わり寧ろ執拗となり、不安のため憤怒、驚愕

しやすくなり、ややもすれば□下に隠れ、頻りに居場所を替え、突然跳ね起きることもある。稀には従順、温和なものがあり、また咬傷部に異常な痒みを感じ、自分でこれを噛んだり舐めたりする。味覚が一変し、常食を嫌い、好んで寒冷の物を舐め、藁草、土石、木片、硝

子の破片、ボロのような種々の異物を呑み込み、甚だしいときは自分の糞尿を喰う。或いは、堪えず自分や他の犬の生殖器を

嗅ぎ、もしくはこれを舐める。この期間に於いて既に軽微の咽頭痙攣、吐き気、及び便秘の症状が表れる。(二) 刺激期は、三四日にわたり狂乱、及び痙攣の発作があり、その発作は数時間続く。この期間に於いては不安な気分が益々増大し、檻柵、鉄鎖等を噛断し、或いは窓戸を破壊して逃げようとする。戸外では目的も無く走り回り

遠隔の地まで行くこともある。また、咬癖が強くなり、まさに発狂した状態となり、人畜を問わず、遭遇した者にはすべて咬みつく。

その咬傷力は烈しく、歯牙を破碎することもあるぐらいである。また、自分の尾や生殖器、四肢等を噛むものもあり、人畜を避け、全く人を咬傷する傾向の無いものは例外に属す。音声は全く一

変し、しわがれた声を出して吠える。おそらく変声は、声帯の麻痺によるものであり、診断する上で大きな要素となる。或いは、狂乱しないで

主に沈鬱の状態となり、痴鈍幻惑の表情で一箇所を凝視し、空中に向かつて蠅を捕らえるようなしぐさをし、絶えず吠え鞭で打つても平気なものもある。但し、よく躡けされた犬は、死に至るまで

主人の命令に服従するものもあるけれども、このような例は絶無希有である。

(三) 麻痺期、又は末期に於いては、病獣は非常に痩せ、体毛も抜け

眼球が陥没し、咽頭も麻痺して食物を飲み下すことも出来ず、大量の

涎を流す。続いて下顎が痙攣し、口を開け舌を出す。ついに後脚、

尾、直腸、膀胱が痙攣し、五日から八日(遅くとも十日)

が経過すると脳が麻痺し、全身が虚脱の状態のために死亡する。狂犬病の経過中の

体温の高低に関しては定説は無い。(ヘリング氏)等は、撰氏

三度以上も高騰し、また速やかに熱が下がることを確認している。

乙「鬱狂」 躁狂と異なる点は、刺激狂乱期間が無いか

もしくは、その期間が極めて短く、早期から下顎の麻痺を発することにある。